

柏崎市地域クラブ活動費支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、文部科学省制定の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに基づき、経済的な理由により地域クラブ活動（柏崎市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に定める柏崎市認定地域クラブ活動をいう。以下「クラブ」という。）への参加が困難と認められる中学校（中等教育学校の前期課程及び県立中学校を含む。）の生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）の保護者に対しクラブへの参加に必要な費用の一部を支給し、生徒がスポーツ活動、文化芸術活動等に継続して親しむ機会を確保することを目的とする。

（支給対象者）

第2条 支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) クラブに参加している生徒の保護者であること。
- (2) 柏崎市就学援助事業実施要綱に基づく就学援助の認定を受けていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

（支給対象経費）

第3条 支給の対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）は、年間の参加費としてクラブの実施主体があらかじめ定めたものであって、保護者が支払った年会費及び保険料とする。

2 前項に規定する参加費には、遠征費等の臨時的経費及びクラブ以外の活動に関する経費を含めない。

3 生徒が複数のクラブに参加する場合は、いずれか一つのクラブに保護者が支払った第1項に規定する経費（前項に規定する経費を除く。）を支給対象経費とする。

（支給額）

第4条 支給額は、支給対象経費の2分の1以内の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算

の範囲内で支給する。

2 支給額は、生徒一人につき年額12,000円を上限とする。

(申請)

第5条 支給を受けようとする者は、支給を受ける年度ごとに、柏崎市地域クラブ活動費支援申請書(別記第1号様式)に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

(支給決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第7条に規定する支給時期ごとに支給の可否を決定し、柏崎市地域クラブ活動費支援決定通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(支給時期)

第7条 支給は年3回に分け、8月末日、11月末日、3月末日にそれぞれ行うものとする。

(支給の取消し及び返還)

第8条 虚偽の申請等により不正に支給を受けた場合は、市長は支給の決定を取り消し、これを返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。